

栗東市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき執行した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月26日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 藤田 啓仁

随時監査（工事監査）結果

1. 監査の種類 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象 工事名 榎木橋他補修工事
主管課 建設部 道路・河川課
4. 監査実施日 令和3年2月12日

5. 監査の着眼点と実施内容

本市が発注する工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、技術的観点からの専門知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託して実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、事前に技術士に関係書類及び現場写真、動画を送付し、当該工事の執行に係る書類審査及び現地調査、質疑応答を、技術士と関係職員とがオンラインにて行った。

6. 監査の結果

監査の範囲内において、当該工事については概ね適切かつ妥当と認められ、工事目的に適合しているものと評価できる。公益社団法人大阪技術振興協会から提出された報告書を添付するので、技術士の意見は今後の工事において参考とされたい。

工事の進捗状況について、令和3年1月末現在の進捗率は20.0%であり、計画25.0%に対し若干の遅れが見られる。工期内の完成に向けて適正な施工管理に努められるとともに、引き続き安全管理に配慮し、無事故・無災害で工事が完成されることを期待している。

以 上